

議案第3号

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
27年かすみがうら市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「報知器」を「警報器」に、「配布事業実施要項」を
「配布事業実施要綱」に改める。

別表第1中34 市長の項及び35 市長の項を削り、「36 教育長」を「3
4 教育長」に改める。

別表第2中34 市長の項及び35 市長の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。